

坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関して、坂出市（以下「市」という。）の責務および市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等による権利および法的に保護される利益を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）または侵害情報に該当する可能性のある情報もしくは侵害情報には該当しないが著しい心理的、身体的もしくは経済的な負担を強いる情報を発信し、または拡散することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活または経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。
- (4) 市民等 坂出市内に居住し、通勤し、または通学する者をいう。
- (5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性および基本的なマナーを理解して、情報を正しく取捨選択し、適正な情報を発信し、およびインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(基本理念)

第3条 この条例に基づく施策は、プライバシー権等の基本的人権に対する市民等の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨として行うものとし、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由および権利を不当に侵害するものであってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、被害者および行為者を発生させないための施策を

推進しなければならない。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況および被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

（連携協力）

第6条 市は、第4条の施策を円滑に推進するため、国、県その他の関係機関と連携を図らなければならない。

（基本的施策）

第7条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 市民等の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策

(2) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策

(3) 被害者になるおそれのある者、被害者およびインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談体制の整備

(4) 前3号に掲げるもののほか、被害者および行為者を発生させないための施策

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。